

●特掲診療料

- ウイルス疾患指導料の注2
- 外来栄養食事指導料の注2に規定する施設基準
- 外来栄養食事指導料の注3に規定する施設基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料 イ
- がん患者指導管理料 ロ
- がん患者指導管理料 ハ
- がん患者指導管理料 ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 下肢創傷処置管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算
- 救急外来医学管理料1及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算1
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- 心不全再入院予防継続管理料1
- 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準
- 遺伝性疾患療養指導管理料の注5に規定する施設基準
- がん治療連携計画策定料
- 外来排尿自立指導料
- ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ハイリスク妊産婦連携指導料2
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- プログラム医療機器等指導管理料（高血圧症治療補助アプリを用いる場合）
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料1
- 医療機器安全管理料2
- 精神科退院時共同指導料2
- 救急患者連携搬送料1
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料（膠芽腫の場合）
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料（非小細胞肺癌の場合）
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- 染色体検査の注2に規定する施設基準
- 骨髓微小残存病変量測定
- BRCA1/2遺伝子検査（腫瘍細胞・血液）
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 感染症免疫学的検査（抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体）
- 抗HLA（スクリーニング検査）及び抗HLA（抗体特異性同定検査）
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 検体検査管理加算（Ⅳ）
- 国際標準検査管理加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- 黄斑局所網膜電図
- 全視野精密網膜電図
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 経頸静脈の肝生検
- 経気管支凍結生検法
- 壁側胸膜凍結生検法
- 画像診断管理加算4
- ボジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はP S M Aイメージング剤を用いた場合を除く。）
- ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はP S M Aイメージング剤を用いた場合を除く。）
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 小児脳静下MRI撮影加算
- 頭部MRI撮影加算
- 全身MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）

- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算・急性期リハビリテーション加算）
- 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- がん患者リハビリテーション料
- 集団コミュニケーション療法料
- 児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）
- 心理支援加算（通院・在宅精神療法）
- 児童思春期支援指導加算1（通院・在宅精神療法）
- 精神科作業療法
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 多血小板血漿処置
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
- 導入期加算3及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ストーマ合併症加算（ストーマ処置）
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算（皮膚悪性腫瘍切除術）
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。） 一次再建・二次再建
- 静脈奇形硬化療法
- 四肢・躯幹南部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 腫瘍脊椎骨全摘術
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- 舌下神経電気刺激装置植込術
- 角結膜悪性腫瘍切除術
- 羊膜移植術
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼ドレーン挿入術））
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- 網膜再建術
- 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 人工中耳植込術
- 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人口内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 耳管用補綴材挿入術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る）
- 上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）
- 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)（乳癌センチネルリンパ節生検加算1、センチネルリンパ節生検(併用)）
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)（乳癌センチネルリンパ節生検加算2、センチネルリンパ節生検(単独)）
- 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再 建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。） 一次一期的再建、一次二期的再建及び二次再建
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） ・高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの ・エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの ・アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的 大動脈弁置換術）
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカーの場合）
- 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓（非拍動流型）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 腹腔鏡下肝切除術 ・部分切除及び外側区域切除 ・亜区域切除、1区域切除（外側区域切除を除く。） ・2区域切除及び3区域切除以上のもの
- 腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 生体部分肝移植術
- 同種死体肝移植術
- 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体脾移植術、同種死体脾腎移植術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を使用した場合）
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巣温存手術
- 精巣内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の9に掲げる頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 輸血管理料Ⅱ
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- コーディネート体制充実加算
- 自己クリオプレシビテート作製術（用手法）
- 同種クリオプレシビテート作製術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 内視鏡手術用支援機器加算
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）2
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- 麻酔管理料（Ⅱ）
- 周術期薬剤管理加算
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）
- 強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）
- 強度変調放射線治療（IMRT）
- 画像誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動物追尾法・その他）
- 画像誘導密封小線源治療加算
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料60
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
- 入院ベースアップ評価料115
- 医療機器安全管理料（歯科）
- 歯科治療時医療管理料
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 手術用顕微鏡加算（加圧根幹充填処置）
- 光学印象
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- 医科点数表第2章第9部手術の通則第7号に掲げる頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 歯周組織再生誘導手術
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯根端切除手術の注3（歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合）
- 口腔病理診断管理加算2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料
- 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）

